新型コロナウイルス感染症の患者の発生に伴うののみちこども園の臨時休園について

このたび、本園で、新型コロナウイルス感染症の患者(園児)が発生しました。感染拡大の防止の 観点から、市幼児課、草津保健所、滋賀県子ども・青少年局と協議の上、1月26日(火)から1月 28日(木)まで臨時休園することになりました。保護者の皆様には何かと御迷惑をお掛けしますが、 御理解、御協力のほどよろしくお願い致します。

つきましては、各家庭におかれましても、下記事項に御留意いただきますようお願いします。

なお、市内では、新型コロナウイルス感染症に関しては、デマや誹謗中傷など心ない声も聞こえています。保護者の皆さまには、公的機関の提供する正確な情報を入手し、冷静な行動に努めていただくようお願いします。

記

1 臨時休園する期間

令和3年1月26日(火)から令和3年1月28日(木)まで

- 2 今後の対応について
- (1) 濃厚接触者について、現在保健所において調査中です。

濃厚接触者に該当する場合については、追って園を通じて草津保健所から連絡が入りますので、 その指示に従ってください。この場合、健康状態を把握するため、保健所から健康観察が実施 されます。

- (2) 臨時休園時間中は、園から電話による健康状態の把握をさせていただくこともありますので、 よろしくお願いします。
- (3) 臨時休園期間中の保育料については、日曜日を除き日割り計算を行います。その他の費用負担の詳細につきましては、別途お知らせいたします。
- (4) 休暇取得等に際し休園(所)証明書か必要な方、その他相談に関しましては、園に申し出てください。

3 留意事項

- (1) できるだけ外出を控えてください。
- (2) 睡眠を十分とり、体を休めてください。
- (3) バランスのとれた食事等に留意してください。
- (4) 手洗い等を徹底してください。
- (5) 生活のリズムが乱れないようにしてください。

発熱等の症状がある場合の相談・受診について

発熱等の症状のある方は、まずかかりつけ医等地域の身近な診療所等に連絡ください。 相談先に迷った時などは受診・相談センターを利用ください。

家庭や地域、職場での予防方法等については、一般電話相談窓口へ連絡ください。

<新型コロナウイルスに関する健康相談> 帰国者・接触者相談センター

滋賀県健康医療福祉部 相談センター 相談時間:24時間毎日

TEL 0 7 7 - 5 2 8 - 3 6 2 1

一般電話相談窓口

滋賀県健康医療福祉部 相談センター 相談時間:8時30分~17時15分

TEL 0 7 7 - 5 2 8 - 3 6 3 7

4 その他

・家庭での生活環境が変化することに伴い、育児負担が増えイライラすることや不安になること等があった場合は、園の他、家庭児童相談室等で子育て・育児の相談を受けておりますので、必要に応じて御利用ください。

○家庭児童相談室(子育ての悩み・虐待) 077-561-2460(8:30~17:15)

 \bigcirc 子ども家庭課(ひとり親施策) 077-561-2364(8:30 \sim 17:15)

○子育て相談センター(妊産婦・乳幼児) 077-561-2339 (8:30~17:15)

○発達支援センター(発達相談) 077-569-0353 (8:30~17:15)

ののみちこども園

TEL 077 - 565 - 3787

FAX 077-565-3873